

千葉県産業用地整備支援事業建設負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内への企業の新たな施設の立地及び市内企業の追加投資の促進を図るとともに、本市における産業の集積及び雇用機会の拡大を促進し、本市経済を活性化するため、産業用地整備に要する経費のうち、周辺インフラに係る部分について、予算の範囲内において、建設負担金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間事業者 次に掲げる要件のいずれかを満たすものをいう。
 - ア 営業を行うにつき、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条第1項の免許を受けている者であり、かつ、同法第65条第2項又は第4項の規定による業務停止命令を受けていないものであること。
 - イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づき、土木工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- (2) 関連企業等 次に掲げる要件のいずれかを満たす者をいう。
 - ア 民間事業者の発行済株式の総数の2分の1以上の株式を保有している場合
 - イ 民間事業者と連結決算を行っている場合
 - ウ 民間事業者役員を送り込むなど支配関係にあると認められる場合
 - エ 民間事業者と経営者が同一である場合
 - オ 民間事業者の親会社又は民間事業者の発行済株式の総数の2分の1以上の株式を保有する個人が同一の場合
 - カ アからオまでに掲げる場合に類するものと認められる場合
- (3) 周辺インフラ 別表第1に掲げる道路又は下水道施設等をいう。
- (4) 審査会 千葉県産業用地整備支援事業審査会設置条例(平成28年千葉県条例第41号)に基づき設置される審査会をいう。
- (5) 補助対象施設 千葉県所有型企業立地促進事業補助金交付要綱又は千葉県累積投資型企業立地促進事業補助金交付要綱に基づき、事業計画認定を受けた施設をいう。

(対象事業)

第3条 この要綱による建設負担金の対象となる開発事業(以下「対象事業」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

- (1) 開発事業面積が10ha以上であること。
- (2) 開発に必要な許認可等を取得する見込みがあること。
- (3) 補助対象施設及びその立地を促進するために市長が特に認めた施設のみ立地が対象となること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が第5条第1項の募集を行うときに定める要件を満たすこと。

(対象事業者)

第4条 この要綱による建設負担金の交付の対象となる民間事業者(以下「対象事業者」という。)は、前条の対象事業を行う者で、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 所得税(法人税)について、適正に申告し、及び納付していること。
 - (2) 事業に必要な事項について届出し、又は許認可を受けていること。
 - (3) 本市による調査等に積極的に協力すること。
- 2 前項各号の要件の審査及び確認については、審査会の資格要件に係る審査をもってこれに代えるものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（関連企業等を含む。）は、対象事業者に該当しないものとし、支援後に新たに次の各号のいずれかに該当した者（関連企業等を含む）は、支援前に遡り適用し、また将来に渡り対象事業者の資格を失うものとする。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者
 - (2) 代表者又は役員が暴力団員である者
 - (3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者
 - (5) 宗教活動又は政治活動を目的とする者
 - (6) 公序良俗に反する等、市長が不相当と認める者
- 4 第1項各号に加え、市長は第5条に定める対象事業の募集の際に要件を付加することが出来るものとする。

（対象事業の募集）

第5条 市長は、必要に応じて対象事業の募集を行うものとする。

- 2 市長は、前項の募集に対し、次条第1項に規定する認定申請があったときは、速やかに審査会へ諮問の上、審査を実施する。
- 3 第1項の募集を行わない期間における民間事業者からの提案は、全て無効とする。
- 4 本市の負担上限額については、対象事業募集の都度、設定する。

（開発事業計画の認定）

第6条 民間事業者は、市長からの募集に応じて、産業用地整備に係る開発事業計画（以下「支援事業計画」という。）を作成し、企画提案書兼千葉市産業用地整備支援事業計画認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、別表第2に掲げる図書等を添付しなければならない。様式等必要となる図書の詳細については、別途定める募集要項によるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、審査会へ諮問してその答申を受けた上で、認定したときは、千葉市産業用地整備支援事業計画認定通知書（様式第2号）を、認定しないときは千葉市産業用地整備支援事業計画不認定通知書（様式第2号の2）を、申請者に交付するものとする。

（支援事業計画の変更等）

第7条 前条第3項の規定により支援事業計画の認定を受けた対象事業者（以下「認定事業者」という。）が、同項の規定に基づき認定を受けた支援事業計画（以下「認定計画」という。）を変更又は取下げをしようとするときは、千葉市産業用地整備支援事業計画変更等申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、必要に応じて審査会へ諮問してその答申を受けた上で、当該変更に係る書類等を審査し、承認したときは千葉市産業用地整備支援事業計画変更等承認通知書（様式第4号）を、承認しないときは、千葉市産業用地整備支援事業計画変更不承認通知書（様式第4号の2）を、認定事業者に交付するものとする。

（協定書の締結）

第8条 本市が所要の予算措置を行った後、認定事業者は、市と次の各号に掲げる事項について協議を行い、その内容につき協定を締結するものとする。

- (1) 目的
- (2) 事業工程
- (3) 千葉市の負担上限額
- (4) 千葉市産業用地整備支援事業建設負担金交付要綱の遵守

- 2 認定事業者が第11条の規定により認定を取り消された場合、前項の協定は全て無効とする。

(認定事業者の報告等)

第9条 認定事業者は、認定計画が完了するまでの間、市長から調査又は報告を求められたときは速やかに応じるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による調査又は報告を受けたときは、必要に応じて審査会からの助言を受けた上で、認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善等を求めるものとする。

(認定計画の完了)

第10条 認定事業者は、認定計画に基づく全ての造成が完了したときは、千葉市産業用地整備支援事業造成完了報告書(様式第5号)を市長へ提出しなければならない。

- 2 認定事業者は、認定計画に基づく全ての分譲が完了したときは、千葉市産業用地整備支援事業分譲完了報告書(様式第5号の2)を市長へ提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項又は前項の規定による報告書が提出されたときは、審査会へ報告するものとする。

(認定計画の取消し)

第11条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第3項の認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により開発事業計画の認定を受けたとき
- (2) 認定計画と異なる事業を行ったとき
- (3) 第4条第3項各号の要件に該当することとなったとき
- (4) 第9条の規定により求められた措置をとらないとき

(建設負担金の請求)

第12条 認定事業者は、第8条の規定による協定及び認定計画に基づき周辺インフラを整備したときは、市への施設及び土地の帰属手続を速やかに実施するとともに、千葉市産業用地整備支援事業整備報告書(様式第6号)及び整備に要した費用に係る請求書を市長へ提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告書及び請求書の提出があったときは、必要に応じて審査会からの助言を受けた上で、請求に係る書類等の審査及び現地調査等を実施するものとする。
- 3 市長は、建設負担金を交付すべきものと認めた場合は、建設負担金の交付及びその額を確定し、千葉市産業用地整備支援事業建設負担金支払決定通知書(様式第7号)により認定事業者へ通知するものとする。

(建設負担金の支払)

第13条 市長は、前条第3項に規定する通知の後遅滞なく、認定事業者に対し、認定事業に対する周辺インフラに係る建設負担金を支払うものとする。

- 2 建設負担金の額は、認定事業者が周辺インフラ整備に要した費用を、市が自ら施工した際に想定される整備費用相当額、又は、第8条第3項で規定する上限額のいずれか低い方を限度として、支払うものとする。

(建設負担金の支払決定の取消し)

第14条 市長は、建設負担金の支払の決定を受けた者(以下「支払決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、建設負担金の支払の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により建設負担金の支払の決定又は支払を受けた場合
- (2) 法令又はこの要綱に違反した場合

(建設負担金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により建設負担金の支払の決定を取り消したときは、既に支払っ

た建設負担金の一部又は全部について、期限を定めて当該支払決定者に対し、その返還を請求するものとする。

- 2 前項の規定により建設負担金の返還の請求を受けた支払決定者は、当該建設負担金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）周辺インフラ

項目	定義
1 道路	<p>次の（１）、（２）のいずれか、又はその両方、及び（３）に該当する道路をいう。</p> <p>（１）開発許可等に関する技術基準（千葉市）の「第２編 技術基準の解説 第１ 公共施設の基準 １ 道路（４）（令第２５条第２号）ウ開発区域外の道路（ア）対象となる道路の代表例」のとおり。（予定建築物の敷地に接しており、市道認定又は建築基準法第４２条第１項第１号若しくは第２号の適用を受けている既存道路を法第３２条第２項の「開発行為に関する工事」として拡幅することにより整備される道路。）</p> <p>（２）（１）の規定にかかわらず、開発区域内外であっても、周辺道路の整備状況により、（１）に準じる道路であると、市長が特に認めるもの。</p> <p>（３）整備すべき必要最小限の区間であること。ただし、当該対象事業を行うに際して、必要不可欠な周辺道路改良事業と市長が特に認める場合は除く。</p>
2 下水道施設	<p>次の各号のいずれかに該当する下水道施設をいう。</p> <p>（１）開発許可等に関する技術基準（千葉市）の「第２編 技術基準の解説 第１ 公共施設の基準 ４ 排水施設」に規定する、下水道施設（汚水、雨水）の内、当該対象事業を行うに際して、開発区域外で整備されるもの。</p> <p>（２）開発区域及び、その周辺の地域に溢水等による被害を生じないように、開発区域内において一時雨水を貯留する遊水池その他のこれに付随する雨水排水施設等、適当な施設を設け、千葉市に帰属をする場合はこれも対象とする。</p> <p>（３）（１）・（２）以外下水道施設において、区域外に設置した施設が区域内に配置した施設と一体で分離が困難な施設は、区域内に設置した最も近い人孔等までを対象とする。</p> <p>（４）１において、周辺インフラと定義された道路下に整備されるもの。</p>

別表2（第6条関係）事業計画の認定申請に必要な図書等

提出図書等	図書の内容等
事業者概要書	1 本社及び主要な事業所、2 業務内容、3 本業務を行う上での経営、財務、事業継続に関する課題等、4 応募理由
産業用地造成及び企業誘致実績報告書	1 産業用地整備及び企業誘致における実績（実施箇所、実施規模、分譲状況、事業の特徴等）について、過去20年間に実施した類似の事例
事業実施方針及び技術提案	1 事業の的確性（地権者との交渉状況、企業誘致の具体的な進め方、計画する誘致企業の業種）、2 事業の実現性（事業工程、土地利用計画）、3 地域貢献（地域への貢献度）
事業収支計画書	事業の収入、支出を明らかにした資金計画書
誓約書	別紙に掲げる全ての項目について、事実と相違ない旨の誓約。
役員等名簿	非常勤を含む役員・監査役及び支配人並びに営業所の代表者を記載したもの。
公図及び土地の登記全部事項証明書	関連する用地の公図及び登記事項全部証明書
案内図	千葉市都市図（縮尺2, 500分の1）を使用し、方位、道路、目標となる建物等を明示し、区域を朱書きしたもの。
土地利用計画図	産業用地、道路、公園、排水施設等を明記した、縮尺1, 000分の1以上のもの。
開発区域外整備図	別表1に定義した、道路、下水道施設の整備図で、縮尺1, 0000分の1以上のもの。
現況写真	敷地及びその周辺部の写真
許可書等	宅地建物取引業法の許可書の写し、又は建設業法の許可書の写し
納税証明書の写し （国税及び地方税）	提出日から3ヶ月以内に発行されたもの。
直近3期分の決算書類	直近3期分の決算書の写し
商業・法人登記簿	履歴全部事項証明書又は法人登記簿謄本（提出日から3ヶ月以内に発行されたもの。）
その他市長が特に必要と認める書類	例）開発区域の求積図等必要と認められるもの。